

地域森林管理支援センターたより

2025.2月号
Vol.12

Action Record

2025.1.20	森林経営管理制度特例措置に関する先進事例勉強会	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	2名参加
2025.1.31	岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修会開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	18名参加
2025.2.17	地域森林管理支援センター評価委員会	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	11名参加

Business Performance (2月28日時点)

★相談窓口対応	76件
★市町村巡回支援	101回
★専門家への相談斡旋	13回
★地域森林監理士短期派遣	48回
★市町村林務担当職員研修	14回(終了)
★地域森林監理士フォローアップ研修会	2回(終了)
★冊子「森林のたより」への寄稿	3回(8月号・10月号・2月号)

Topics

★森林経営管理制度特例措置に関する先進事例勉強会を開催★

日時：令和7年1月20日(月) 13:30~16:30

場所：岐阜森林文化センター 3階 東濃桜ホール

講師：京都府綾部市農林商工部林政課 主任 伊賀原司氏

講義：綾部市における森林経営管理制度等の取組みについて

参加者数：22名

内容：綾部市の林務行政組織(林政課)の体制

森林環境譲与税の執行状況

現在までの森林経営管理制度の取組状況

モデル地区(共有林)での集積計画策定について

モデル地区での制度の合わせ技(所有者全員の同意取得)

特例措置の活用

(確知所有者不同意森林、共有者不明森林の2つ)

課題としては、①時間がかかる、②森林経営管理制度だけでは森林整備がスムーズに進まない、③新たな補助事業検討

＜意見交換＞

- ・裁定での京都府への資料収集・提供などについて
- ・行政組織での林政アドバイザー活用などについて
- ・異動時の引継ぎなどについての課題などについて
- ・今後の補助事業の取組みについて

※理解度は、良く判ったが63%、判ったが21%という結果でした



先進事例勉強会の様子

発行元

地域森林管理支援センター 〒500-8356 岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内

☎058-201-5013 ✉f-shien@g-moriren.or.jp

★岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修会を開催★

日時：令和7年1月31日（金）13:00～16:00

場所：岐阜森林文化センター 3階 東濃桧ホール

講師：博士（農学）、豊田市森林総合監理士 鈴木春彦氏

講義：地域森林管理のこれからを考える、森林環境税を契機として

参加者数：18名

内容：日本の森林、林業、山村を取り巻く状況

地域森林の多様性について

市町村林務体制の現状と業務内容

地域森林管理の方針と施策の考え方

地域森林管理の推進体制の作り方

市町村・森林組合等の人材育成と森林環境税

地域森林の未来のために必要な2つのこと

(1)現場主義に立脚した方針、施策、人材をつくる

(2)地域独自の、多様な「組合せの輪」を創り出す

※理解度は、良く判ったが8%、判ったが25%でした



フォローアップ研修会の様子

★「地域森林管理支援センター」評価委員会を開催★

日時：令和7年2月17日（月）10:00～12:00

場所：岐阜森林文化センター 3階 東濃桧ホール

委員：高木委員、多賀委員、平井委員、村土委員、和田委員

内容：事務局から「令和6年度業務報告について説明」

○森林管理と市町村の負担について

・特例措置の費用問題について

・所有者探索における市町村の負担と専門員の配置について

・相続が解決していない森林での集積計画の策定について

・地籍調査の重要性について

○支援センターの役割強化と市町村の森林整備支援について

・市町村巡回支援の回数や方法、情報共有の改善について

・市町村研修の実施方法や情報共有について

・国で進めている「森林経営管理法の改正」について

○まとめ

・支援センターが継続して市町村の森林整備を支援するための具体的な施策を進めることが重要

・サイボウズを活用した情報共有の仕組みを創設し、市町村担当者や課長が情報にアクセスしやすくすることが重要

・森林経営管理法の改正内容について、研修内容に反映させること



評価委員会の様子

★相談窓口について★ ～相談窓口には、こんな相談がありました～

○森林環境譲与税の令和6年度の後期分の額が年度末まで決まらない。

市は12月補正で整理した内容で3月補正で決算する予定であるが、その後には額が確定しないが、決算額と必ず違ってくるが、その予算上の対応を他の市町村ではどのようにしているのか調べて欲しい。

▶A市：決算額より多く歳入のあった場合は、その分を不用額として処理し、9月補正で基金に納入すると思う、決算額より少なくなることはないと考えている。

B市、C市：決算額より多く歳入のあった場合は、決算後でも、その金額を基金へと積立てする、そもそも一般財源と同じ種類のものであり、そこまでの区別なく基金への積み立てを考えている。

○市町村が林業事業体に森林整備を委託したいが、森林経営管理制度上は「意欲と能力のある林業事業体」が必須でしょうか

▶森林経営管理制度で市町村が再委託（配分計画によるもの）を行う場合は、県が公表している「意欲と能力のある林業事業体」を選定して行う必要があります。配分計画を作成しない場合であれば、林業事業体の選定は自由ですが、公平性を保つことを留意して頂きたい。（林野庁森林利用課森林集積推進室に確認）

○集積計画の対象地を整備対象から外したい場合の対応

集積計画をたてて切捨て間伐を実施する予定であった山林について、所有者から対象地からはずしてほしいと相談がありました。（隣接する田に「いもち病」の菌がいるため、山林の木を全て伐採して風通しを良くしたいとの理由）

この場合、集積計画の変更をする必要がありますでしょうか。集積計画はそのまま整備対象から外すという対応のみであればそのようにしたいと思っています

▶聞き取りの結果、集積計画の箇所はまだ事業実施以前だったため民間事業者は決まっておらず、所有者から取消の申し出があった事由も市が適当と認められる内容とのことだったので、令和5年度改訂版「森林経営管理制度ガイドブック、集積計画に関するQ&A（令和5年4月更新版）」のそれぞれ経営管理権集積計画の取り消し手続きに関する箇所を示して取り消しに関する公告をする（+森林所有者への通知）ようお伝えしました。加えて、全国の取り消し公告事例をPDFで提供しました。